

令和3年度

予算概要説明資料

東三河広域連合

1. ◎印は、新規事業を示す。
2. 数字等多少変更することもある。
3. 項目欄の（ ）書きは所管課（問合先）を示す。

目 次

○ 令和3年度東三河広域連合予算のあらまし	1
○ 一般会計	
総括表	4
重点事業の概要	5
○ 介護保険特別会計	
総括表	16
重点事業の概要	17

(注) 各項目の数値は表示単位未満を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

令和３年度東三河広域連合予算のあらまし

東三河広域連合は、発足以来「地域力」、「自立力」、「行政遂行力」の３つの向上を基本方針として掲げ着実に事業を進めてきた。現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により社会情勢が大きく変化している中、今後、構成市町村の財政運営も厳しいものとなってくることが予想される。令和３年度予算においては、東三河広域連合の事業の主な財源が構成市町村の負担金であることに鑑み、歳出抑制に努める一方で、オンライン消費生活相談などデジタル化を促進する取組や第８期介護保険事業計画に基づく新たな事業に取り組んでいく。

〈重点施策〉

令和３年度は、東三河の特性やポテンシャルを最大限に活かしながら、より効率的で効果的な行政サービスを提供するため、「共同処理事務」、「広域連携事業」、「権限移譲事務」の３つの取組ごとに以下の事業を重点的に実施する予算を編成した。

■「共同処理事務」の着実な推進と発展

- ・滞納整理事業の着実な実施
- ・消費生活相談事業の充実
 - ◎オンライン消費生活相談による地域住民の利便性の向上
- ・一般旅券関連事業の着実な実施
- ・介護保険事業の推進
 - 介護施設等整備事業補助金 ○介護人材確保支援事業
 - ◎家族介護者リフレッシュ事業 ◎中山間地域対策事業

■地方創生につながる「広域連携事業」の推進

- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業の充実
 - ＩＣＴを活用した魅力発信事業 ○東三河物産展開催事業
 - ◎地域産業人材育成支援事業 ○東三河ブランド推進事業 ◎東三河ＤＭＯ推進事業

■「権限移譲事務」に向けた取組

- ・児童相談所と保健所の権限移譲について調査研究を実施

〈会計別予算〉

会 計 名	令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		差 引	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
一 般 会 計	9,226,600	14.1	9,464,500	14.3	△237,900	△2.5
介護保険特別会計	56,360,000	85.9	56,549,000	85.7	△189,000	△0.3
合 計	65,586,600	100	66,013,500	100	△426,900	△0.6

一 般 会 計

総括表

一 般 会 計

(歳入)

款	令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		差 引	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
1 分担金及び負担金	8,684,620	94.1	8,736,829	92.3	△52,209	△0.6
2 国庫支出金	240,050	2.6	227,300	2.4	12,750	5.6
3 県支出金	295,534	3.2	492,885	5.2	△197,351	△40.0
4 寄附金	1,750	—	1,750	—	0	—
5 繰越金	1	—	1	—	0	—
6 諸収入	4,645	0.1	5,735	0.1	△1,090	△19.0
歳入合計	9,226,600	100	9,464,500	100	△237,900	△2.5

(歳出)

款	令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		差 引	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
1 議会費	10,183	0.1	10,199	0.1	△16	0.2
2 総務費	143,573	1.6	144,765	1.5	△1,192	△0.8
3 事業費	9,071,616	98.3	9,308,308	98.4	△236,692	△2.5
4 公債費	728	—	728	—	0	—
5 予備費	500	—	500	—	0	—
歳出合計	9,226,600	100	9,464,500	100	△237,900	△2.5

重点事業の概要

《共同処理事務の推進》

◎オンライン消費生活相談の実施（P11）	事業費 1,074千円
オンライン消費生活相談の実施により新型コロナウイルス感染リスクの低減を図るとともに安定した相談体制を確立します	
【概要説明】 東三河管内5か所の消費生活センターと、3か所の消費生活相談室や所管施設等との間をオンラインで結び、オンライン消費生活相談を実施することで、感染リスクの低減を図るとともに消費生活相談を適切に継続し、消費者被害の救済や未然防止を図ります。 ＜事業内容＞ ・対面相談の利点を維持しながら、消費生活相談員と相談者が接することなく安全に相談を行います。 ・消費生活センター間で相談対応を相互補完することで、安定した相談体制を確立します。 ・消費生活相談室の相談方法を消費生活センターとのオンライン相談に変更することで、消費生活相談室の開設日数を増やします。	

○介護施設等整備事業補助金（P12）	事業費 115,471千円
介護サービス事業者の円滑な運営を支援するため、大規模修繕や介護職員向け宿舎整備に要する経費への助成を行います	
【概要説明】 介護の受け皿の整備拡大と老朽化した施設の修繕を同時に進めるため、地域密着型サービスを創設する事業者に対して既存施設の修繕費用を助成するほか、住居確保が困難な外国人材等の確保定着を図るため、介護職員用の宿舎を整備する事業者に対して整備費用を助成します。 ＜補助対象＞ ◎地域密着型サービスを1施設創設（R2～R5の間）することを条件に、既存施設の大規模修繕に対し修繕費等の助成を行います。 1事業所 ◎介護事業所が介護職員向けの宿舎を整備する整備費用の助成を行います。 1事業所	

《地方創生につながる広域連携事業の推進》

○ICTを活用した魅力発信（P13）	事業費 13,800千円
ICTを活用し地域の魅力を効果的に発信することで東三河への誘客を促進します	
【概要説明】 東三河地域の交流人口の増加を図るため、東三河がもつ豊かな自然や住みやすさ、祭りや伝統文化などの魅力を多くの人に発信し、まだ東三河のことを知らない人たちに東三河のことを知ってもらい、興味を持ってもらうことで、東三河の来訪につなげていきます。令和3年度は、名古屋市内の複合商業施設内にて「東三河コラボメニュー」を提供し、各種情報発信ツールと連動することで相乗効果を図ります。また、期間限定ブランドショップを開設する東京都武蔵野市を中心にパートラッピングバスを走らせることにより首都圏での東三河の認知度向上を目指します。 ○女性向け雑誌記事 ・1ページ×8号（5月～12月）及び東三河コラボメニュー協力 ・掲載テーマ例：大人の女子旅、デート旅、その他グルメなど ○Instagram ・月5回記事投稿（動画投稿も含む）×12か月 ・掲載テーマ例：観光資源、体験、グルメ ○上記と連動した東三河コラボメニューの提供 ・実施時期 令和3年5月～12月のうち2週間以上（予定） ・複合商業施設の飲食店（2店舗以上）にて「東三河食材を使ったコラボメニュー」の提供 ・コラボメニューの提供に合わせた東三河プロモーションスペース（ポスター、パンフレット設置） ◎首都圏プロモーションパートラッピングバス ・中央線沿線で運行している路線バスの車体の一部に広告の掲載 ・東三河地域の魅力を伝える画像等を用いた8種類の広告を作成し、2台ずつ計16台に掲載	

○東三河物産展開催（P13）	事業費 2,500千円
東三河の特産品を扱う物産展を開催し事業者の販路拡大を図るとともに東三河への誘客を促進します	
【概要説明】 東海エリアにある集客力の高いショッピングモールにおいて、東三河地域の特産品を事業者が直接販売を行う物産展を開催することで、消費者や流通業者との新たな出会いの場を提供し、商品開発力の向上や販路の拡大を支援します。 ○東三河物産展 ・東海エリアのイオン2か所で各3日間程度 ・出展者数 15～20事業者	

◎地域産業人材育成支援事業（P13）	事業費 2,000千円
人材育成を産学官連携で支援し、地域産業の発展と雇用の創出を図ります	
【概要説明】 新たな技術や発想で地域産業にイノベーションを起こせるような人材の育成を産学官連携で支援し、地域産業の発展と雇用の創出を図ります。 ◎東三河ビジネスプランコンテスト委員会への支援 東三河在住または東三河で起業・創業予定の個人・法人・学生等が企画したビジネスプランを競う「東三河ビジネスプランコンテスト」を主催する委員会へ補助金を支出し、地域特有の課題を解決できる人材の育成、東三河全域でのさらなる起業マインドの醸成を目指します。 ◎オープンデータを活用できる人材育成 自治体・民間企業・学生等の参加者がオープンデータを活用して地域課題を解決するアイデアソンや、自治体・民間企業向けにオープンデータに関する研修を開催し、オープンデータを活用した新事業を創出する人材を育成します。	

○若い世代の転出抑制（P13） ○若者等の人材還流（P13）	事業費 6,000千円
-----------------------------------	----------------

東三河地域内の企業と学生等を結びつける機会を提供することで、転出の抑制及び人材還流の促進を図ります

【概要説明】

東三河や名古屋圏の大学に通う学生に、東三河で働く人たちを通して、東三河の企業や地域の魅力を発信することにより、転出の抑制や人材還流の促進を図ります。学生等にとって身近なSNSを用いることで情報へアクセスしやすくするとともに、メインターゲットとする大学生だけでなく広く情報を届けることが可能となります。また、学生と東三河で働く人たちとの交流イベントを開催します。

◎SNSによる情報発信

- ・月4回記事投稿
- ・掲載テーマ例：東三河での仕事のやりがい、休日の過ごし方や楽しみ方など

◎学生と東三河で働く人たちの交流イベント

- ・学生から社会人への質問など、気軽に交流ができるイベント

○東三河地域外で開催される合同企業説明会等への出展支援

- ・学生の就職活動に対する意識が高まる10月以降（大学内でのセミナー、冬期インターンシップの案内が始まる時期）に、東三河地域外で開催される合同企業説明会等へ参加する東三河地域内の事業所への支援を実施

○東三河ブランド推進（P13）	事業費 5,000千円
-----------------	----------------

期間限定の東三河ブランドショップを開設し、販売調査を実施します

【概要説明】

吉祥寺（東京都武蔵野市）に期間限定ブランドショップを開設し、令和2年度の調査結果を踏まえて、効率的な店舗運営や新たに冷蔵品を含めた販売商品についての調査を実施します。

○期間限定ブランドショップ（東京都武蔵野市・吉祥寺）

- ・吉祥寺・中道通りに面する短期貸し店舗において期間限定ショップ開設
- ・東三河地域の魅力をPRできる特産品の販売
- ・期間：10日間程度

<販売調査>

- ・期間限定ブランドショップにおいてヒアリング・アンケート
- ・効率的な店舗運営体制
- ・商品嗜好・価格帯など販売商品の参考となるもの

◎東三河DMO推進（P13）	事業費 1,000千円
東三河における広域観光を推進するため、東三河DMO推進計画の策定を支援します	
【概要説明】 東三河の官民が参画する「東三河DMO研究会」によるDMO設立に向けた推進計画の策定を支援するため、外部の専門家をアドバイザーとして派遣します。	

項 目	令 和 3 年 度 予 算		令 和 2 年度予算
	金 額	説 明	
1 議 会 費	千円 10,183	△0.2%	千円 10,199
議 会 費	10,183	△0.2%	10,199
○議員活動費 (議会事務局)	(△0.1%) 6,069	○本会議の開催等 ・ 定例会 4日 (8月、2月各2日) ・ 臨時会 1日 (5月) ・ 議員全員協議会 2日 (臨時会、2月定例会前) ・ 議会運営委員会 3日 (臨時会、定例会の前) ・ 常任委員会 4日 (2日×2委員会) ○本会議の録画インターネット配信	6,074
○議会事務費 (議会事務局)	(△0.3%) 4,114		4,125
2 総 務 費	143,573	△0.8%	144,765
総務管理費	138,127	△0.7%	139,047
○職員人件費 (総務課)	(△0.6%) 84,162	○職員 ・ 事務局長 1人 ・ 総務課派遣職員 8人 ○顧問弁護士報酬 ○「広報ひがしみかわ」の発行 ・ 年2回 (7月頃、12月頃) ○内部共通事務システムの管理運営 ◎人事給与システムの導入及び管理運営 ○ネットワーク機器等の管理運営 ○会計年度任用職員 1人	84,697
○総務事務費 (総務課)	(6.0%) 46,756		44,128

項 目	令 和 3 年 度 予 算		令 和 2 年度予算
	金 額	説 明	
3 事 業 費	千円 9,071,616	△2.5%	千円 9,308,308
税務事業費	86,599	△6.1%	92,194
○職員人件費 (徴収課)	(△5.3%) 73,933	○職員 ・ 徴収課派遣職員 8人 ・ 任期付職員(指導員) 1人	78,060
○滞納整理事業 の推進 (徴収課)	(△10.4%) 12,666	○滞納整理事務の実施 ・ 構成市町村から移管された高額・困難事案 の滞納整理を実施 ・ 取扱予定件数 1,000件 ・ 取扱予定額 7億1千3百万円 ○滞納整理実務研修・市町村支援事業の実施 ○会計年度任用職員 1人	14,134
消費生活事業費	82,630	0.0%	82,628
○職員人件費 (消費生活課)	(△0.9%) 8,296	○職員 ・ 再任用職員 2人	8,369
○消費生活相談 体制の充実 (消費生活課)	(0.9%) 71,835	○消費生活相談員(会計年度任用職員) ・ 指導員 1人 ・ 相談員 19人 ○消費生活相談員の育成	71,194
○消費者啓発事 業の推進 (消費生活課)	(△18.5%) 2,499	◎オンライン消費生活相談端末等運用経費 ○消費生活講座の実施 ・ 消費者教育・啓発活動の充実を図るため、 若者や高齢者などのライフステージに合 わせた消費者教育講座を実施 ○消費者啓発推進事業補助金 100千円 ・ 消費者啓発活動にかかる経費の一部を助成	3,065

項 目	令 和 3 年 度 予 算		令 和 2 年度予算
	金 額	説 明	
一般旅券事業費	千円 30,826	△8.5%	千円 33,678
○一般旅券の発給申請の受理等の実施 (旅券センター)	(△8.5%) 30,826	○一般旅券の発給申請の受理や交付等の業務	33,678
福祉事業費	8,834,315	△2.5%	9,062,493
○介護保険事業の実施 (介護保険課)	(△2.5%) 8,807,414	○介護保険特別会計繰出金 8,690,443千円 ○社会福祉法人等利用者負担軽減事業補助金 1,500千円 ・社会福祉法人等が生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を行った場合に、その一部を助成 ○介護施設等整備事業補助金 115,471千円 ◎介護の受け皿の整備拡大と老朽化した施設の修繕を同時に進めるため、地域密着型サービスを創設する事業者に対して既存施設の修繕費用を助成 ◎住居確保が困難な外国人材等の確保定着を図るため、介護職員用の宿舍を整備する事業者に対して整備費用を助成	9,035,403
○監査指導事業の推進 (監査指導課)	(△3.2%) 18,058	○社会福祉法人指導監査の実施 ・66法人（令和3年4月1日時点見込み）	18,653
○障害支援区分認定審査会の運営 (障害福祉課)	(4.8%) 8,843	○障害支援区分認定審査会の運営 ・開催回数：年48回 ・審査件数：2,277件（見込み）	8,437

項 目	令 和 3 年 度 予 算		令 和 2 年度予算
	金 額	説 明	
都市計画事業費	千円 1,534	5.1%	千円 1,459
○航空写真撮影等の実施 (都市計画課)	(5.1%) 1,534	○都市計画基本図等の公共測量成果の提供	1,459
広域行政推進事業費	35,712	△0.4%	35,856
○推進事業費 (総務課)	(△7.4%) 29,097	地方創生につながる広域連携事業の推進 ○ I C Tを活用した魅力発信 ◎首都圏プロモーションパートナーラッピングバス ・Instagram運営、雑誌編集タイアップ 広告掲載 ・東三河コラボメニューを活用した P R ○東三河物産展開催 ・東海エリアの商業施設にて特産品を販売する物産展を開催 ◎地域産業人材育成支援 ○若い世代の転出の抑制・若者等の人材還流 ◎ S N Sを活用した情報発信 ◎交流イベント ・合同企業説明会等への出展支援 ○公共施設等を活用した学びの機会の創出 ・ほの国パスポートの対象施設を巡るスタン プラリーの実施 ・対象施設 35施設	31,421
○広域連携調査研究費 (総務課)	(52.3%) 6,384	○東三河ブランド推進 ・東京都武蔵野市吉祥寺に期間限定ブランド ショップを開設 ◎東三河DMO推進 ・東三河DMO研究会へアドバイザー派遣	4,192

介 護 保 険 特 別 会 計

総括表

介護保険特別会計

(歳入)

款	令和3年度		令和2年度		差 引	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
1 保 険 料	12,271,000	21.8	12,087,600	21.4	183,400	1.5
2 使用料及び手数料	2,480	—	2,480	—	0	—
3 国 庫 支 出 金	12,384,358	22.0	12,046,168	21.3	338,190	2.8
4 支 払 基 金 交 付 金	14,517,090	25.8	14,562,450	25.8	△45,360	△0.3
5 県 支 出 金	7,868,611	14.0	7,906,765	14.0	△38,154	△0.5
6 財 産 収 入	8,000	—	7,000	—	1,000	14.3
7 繰 入 金	9,270,132	16.4	9,897,998	17.5	△627,866	△6.3
8 繰 越 金	1	—	1	—	0	—
9 諸 収 入	38,328	0.1	38,538	0.1	△210	△0.5
歳 入 合 計	56,360,000	100	56,549,000	100	△189,000	△0.3

(歳出)

款	令和3年度		令和2年度		差 引	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
1 総 務 費	1,112,402	2.0	1,154,936	2.0	△42,534	△3.7
2 保 険 給 付 費	51,993,000	92.3	52,130,000	92.2	△137,000	△0.3
3 地域支援事業費	3,208,497	5.7	3,221,963	5.7	△13,466	△0.4
4 基 金 積 立 金	8,000	—	7,000	—	1,000	14.3
5 諸 支 出 金	28,101	—	25,101	0.1	3,000	12.0
6 予 備 費	10,000	—	10,000	—	0	—
歳 出 合 計	56,360,000	100	56,549,000	100	△189,000	△0.3

重点事業の概要

第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）がスタートします

第8期介護保険事業計画は、急激な高齢化の進展に伴う介護サービスの需要等に対応するため、東三河地域が目指す目標像を定めるとともに、目標像の実現に向けては、地域の力を結集して施策の展開を図るなど、令和3年度から3年間にわたる介護保険事業の方針を定めるものです。

（1）基本理念

東三河地域の高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組むとともに、心身の状況や環境等に応じた適切なサービスが受けられる体制の確保を目指して、基本理念を以下のとおり定めます。

■基本理念 いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現

（2）基本目標

東三河地域が抱える介護保険に関する様々な課題等を整理したうえで、元気な高齢者から介護等が必要な高齢者、介護に携わる人々までが、いつまでも健やかで安心して暮らせる地域の実現を目指して、次の3つを基本目標として定めます。

■基本目標1 だれもが健康でいきいきと暮らせる東三河

■基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる東三河

■基本目標3 充実した介護サービスを提供できる東三河

（3）本計画における重点項目

東三河の地域分析等により、「介護人材の慢性的な不足」、「家族介護者の介護による負担」、「東三河北部圏域（中山間地域）における介護サービスの事業継続」については、この地域の特に大きな課題項目として捉えていることから、本計画における重点項目として取組を推進します。

■重点項目1 介護人材の確保と定着

■重点項目2 家族介護者の負担軽減

■重点項目3 北部圏域における介護サービスの事業継続支援

○介護人材確保支援事業（P23）	事業費 8,316千円
介護人材の「確保」、「定着」、「育成」に重点を置いた事業を展開します	
【概要説明】 東三河地域では、介護人材の確保が大きな課題となっていることから、シニア人材の活用促進に向けた講座をはじめ、働きやすい職場環境の実践に向けた取組や介護分野における資格の取得を支援します。また、第8期事業計画から、人材調達力などの専門性を発揮できるよう、人材派遣のノウハウを有する民間企業等と連携した介護事業所と介護人材をつなぐ新たな取組を実施するなど、即効性の高い施策を推進します。 ◎介護人材の活用促進の実施 ＜事業概要＞ 人材派遣等の民間ノウハウを活用した即効性の高い介護人材確保対策として、人材マッチング、外国人材の雇用促進、東三河介護現場の魅力発信など、民間提案に基づく事業を実施するため、令和3年度は事業者選定のための公募型プロポーザルを実施します。 ◎介護支援専門員の資格取得支援 ＜事業概要＞ 有資格者である介護支援専門員（ケアマネジャー）の増加による介護サービスの安定提供を確保するため、介護支援専門員の資格を取得する際の研修受講料や有資格者で研修再受講が必要な場合の受講料の補助を行います。 ＜補助対象者＞ 介護支援専門員試験合格者、資格の更新期間を経過した離職者（再研修対象者） ※資格取得後に東三河の事業所で勤務する方 ＜補助額＞ 研修受講料やテキスト代の1/2 ○シニア人材の活用促進に向けた講座の実施 ＜事業概要＞ 東三河地域に所在する福祉専門学校と連携のもと、主に60代の高齢者を対象とした介護人材育成講座を開催し、介護予防や健康づくりに対する意識の醸成、介護現場でボランティアや職員として働くことのできる人材の育成を目指します。 ＜対象者＞ 概ね60歳以上の方 ＜開催場所＞ 田原会場、豊川会場、◎設楽会場	

○介護事業所管理者向け介護人材育成支援研修の実施

<事業概要>

職員の育成や働きがいのある職場づくりを実践するため、ワークショップ形式による研修を開催し、働きやすい職場環境の構築に向けた取組を支援します。

<対象者>

東三河地域に所在する介護事業所の管理者等 30名程度

○介護職員初任者研修の受講支援

<事業概要>

介護事業所で就労するために資格取得を希望する方や、介護の知識を身に付けたい方などを支援するために、介護職員初任者研修の受講者に対し受講費の一部を助成します。

また、この制度を活用された方のうち介護事業所において1年以上継続勤務した方に対し就労支援補助金を交付します。

<補助対象者>

①介護職員初任者研修受講支援補助金

東三河地域に所在する介護事業所での勤務を希望する方、介護の知識を身に付けたい方（過去にこの補助金の交付を受けていない方で、東三河8市町村に住民登録があり、他の機関等から補助金の交付を受けていない方）

②介護職員就労支援補助金

①の助成を受けた方で、介護職員初任者研修受講後1年以内に東三河地域に所在する介護事業所に新たに就労し、1年以上継続勤務した方

<補助額>

①上限3万円（研修受講に係る経費のうち受講料、実習費、テキスト代）

②定額2万円

○高齢者疑似体験セットの貸出

<事業概要>

構成市町村が実施する各種教室や講座、また、介護事業者が地域交流を行う際に高齢者疑似体験セットを活用し、高齢者の身体的状態等を体験してもらうことで、高齢者への理解を深める機会を創出します。

<対象者>

小学校、中学校、地域住民、介護事業者 など

○保健福祉事業（P23）	事業費 1,840千円
家族介護者の心身の負担をより軽減できるよう、休息やリフレッシュにつながる機会を増やします 【概要説明】 家族介護者の介護による精神的・肉体的負担の軽減を目的として、東三河地域の温泉施設等利用料の補助を行うため、令和3年度は補助開始の準備期間として、事業化に必要な事前の事務を行います。 ◎家族介護者のリフレッシュ機会を創出 【事業案】 <補助対象者> 東三河で要介護者（要介護1～5）を在宅で介護する同居家族 <補助額> 要介護者一人につき6千円 <利用対象施設> 東三河に所在する日帰り入浴施設や温泉宿泊施設（事業参加施設に限る） ※事業内容は今後変更になる場合があります。	

◎中山間地域対策事業費（P23）	事業費 8,820千円
中山間地域における介護サービスの事業継続・充実のための支援を行います 【概要説明】 都市部と比べて居宅サービスを提供する介護事業者の負担が大きい中山間地域（新城市鳳来地区・作手地区、設楽町、東栄町、豊根村）において、介護サービスが提供される体制を維持するとともに新たな事業者の参入促進を図るため、中山間地域の住民に対してサービスを提供する事業者を支援します。 ◎中山間地域訪問系サービス事業者への財政支援 <実施内容> 中山間地域の高齢者に訪問系サービスを提供する事業者（東三河以外の事業者を含む）に対し、毎月の訪問人数に応じて事業運営費を助成	

○地域支援事業の充実（P24）	事業費 3,208,497千円
要介護状態等となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業の充実を図ります	
【概要説明】 東三河の高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指した取組を推進するため、地域の実情に合わせて地域支援事業の更なる充実を図ります。 ○地域包括支援センター体制の充実（地域包括支援センター運営事業費） 保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センター体制の充実を図ります。 ＜主な充実内容＞ ・地域包括支援センター職員等の増（豊橋市、設楽町、東栄町） ○介護予防活動の推進（介護予防普及啓発事業費、地域介護予防活動支援事業費） 健康で自立した高齢者を増やすため、加齢とともに心身が虚弱となった状態（フレイル状態）にある高齢者への対策など、高齢者自身が生活機能を維持しながら、様々な形で地域や社会とのつながりを持ち続けられるよう介護予防活動を推進します。 ＜主な充実内容＞ ・健診結果を踏まえたフレイル予防教室等の開始（豊橋市、豊川市、田原市、新城市） ・老人福祉センターを介護予防拠点として活用（蒲郡市） ・介護ボランティアポイント事業の開始（新城市） ・介護予防体操開催場所の増設（豊根村） ○在宅医療・介護連携の推進（在宅医療・介護連携推進事業費） 郡市医師会等と緊密に連携しながら多職種による在宅医療・介護連携を推進します。 ＜主な充実内容＞ ・連携推進会議等にて災害時の人工呼吸療養者等を支援する仕組みづくりを検討（蒲郡市） ○認知症施策の推進（認知症総合支援事業費） 認知症高齢者に対してやさしい地域づくりを推進するため、認知症に関する正しい理解の促進や家族介護者の負担軽減を図るほか、地域における支援体制の充実を図ります。 ＜主な充実内容＞ ・地域における認知症の方やその家族を支援する担い手を養成するため、認知症サポーターのステップアップ研修等を実施（豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町） ・市民向けの認知症地域支援講演会を開催（蒲郡市）	

項 目	令 和 3 年 度 予 算		令 和 2 年度予算																																																				
	金 額	説 明																																																					
介護保険特別会計 (介護保険課・徴収課・監査指導課)	千円 56,360,000	△0.3%	千円 56,549,000																																																				
○保険料	(1.5%) 12,271,000	・ 総人口 756,189人 ・ 高齢者人口 206,600人 ・ 高齢化率 27.3% ・ 認定者数 (65歳以上) 32,816人 ・ 認定率 15.9% ※第8期介護保険事業計画における令和3年推計値	12,087,600																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 者</th><th>所得段階</th><th>保険料率</th><th>保険料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 生活保護を受けている方 ・ 老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方</td><td>第1段階</td><td><u>0.3</u></td><td>17,964 円</td></tr> <tr> <td>・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下の方</td><td>第2段階</td><td><u>0.5</u></td><td>29,940 円</td></tr> <tr> <td>・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が120万円を超える方</td><td>第3段階</td><td><u>0.7</u></td><td>41,916 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方</td><td>第4段階</td><td>0.85</td><td>50,898 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超える方</td><td>第5段階 (基準額)</td><td>1.0</td><td>59,880 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方</td><td>第6段階</td><td>1.2</td><td>71,856 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</td><td>第7段階</td><td>1.3</td><td>77,844 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</td><td>第8段階</td><td>1.5</td><td>89,820 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の方</td><td>第9段階</td><td>1.7</td><td>101,796 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方</td><td>第10段階</td><td>1.8</td><td>107,784 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方</td><td>第11段階</td><td>2.0</td><td>119,760 円</td></tr> <tr> <td>・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方</td><td>第12段階</td><td>2.2</td><td>131,736 円</td></tr> </tbody> </table> ※第1段階から第3段階までについては、2019年10月の消費税率10%への引き上げによる公費負担軽減強化後の保険料率を記載しています。				対 象 者	所得段階	保険料率	保険料額	・ 生活保護を受けている方 ・ 老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	第1段階	<u>0.3</u>	17,964 円	・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下の方	第2段階	<u>0.5</u>	29,940 円	・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が120万円を超える方	第3段階	<u>0.7</u>	41,916 円	・ 本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	第4段階	0.85	50,898 円	・ 本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超える方	第5段階 (基準額)	1.0	59,880 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	第6段階	1.2	71,856 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	第7段階	1.3	77,844 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	第8段階	1.5	89,820 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	第9段階	1.7	101,796 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	第10段階	1.8	107,784 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	第11段階	2.0	119,760 円	・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	第12段階	2.2	131,736 円
対 象 者	所得段階	保険料率	保険料額																																																				
・ 生活保護を受けている方 ・ 老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	第1段階	<u>0.3</u>	17,964 円																																																				
・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下の方	第2段階	<u>0.5</u>	29,940 円																																																				
・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が120万円を超える方	第3段階	<u>0.7</u>	41,916 円																																																				
・ 本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	第4段階	0.85	50,898 円																																																				
・ 本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超える方	第5段階 (基準額)	1.0	59,880 円																																																				
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	第6段階	1.2	71,856 円																																																				
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	第7段階	1.3	77,844 円																																																				
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	第8段階	1.5	89,820 円																																																				
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	第9段階	1.7	101,796 円																																																				
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	第10段階	1.8	107,784 円																																																				
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	第11段階	2.0	119,760 円																																																				
・ 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	第12段階	2.2	131,736 円																																																				

項 目	令 和 3 年 度 予 算		令 和 2 年度予算
	金 額	説 明	
○総務事業費	千円 (3.4%) 703,353	○介護保険事務費 684,377千円 ○介護認定審査会事務費 62,418千円 ・電子審査会の実施 ○地域包括ケア推進費 18,976千円 ○介護人材確保支援事業費 8,316千円 ◎介護人材の活用促進の実施 ◎介護支援専門員の資格取得支援 ・シニア人材の活用促進に向けた講座の実施 ・介護事業所管理者向け介護人材育成支援研修の実施 ・介護職員初任者研修の受講支援 ・高齢者疑似体験セットの貸出 ○保健福祉事業費 1,840千円 ◎家族介護者のリフレッシュ機会を創出 ◎中山間地域対策事業費 8,820千円 ・中山間地域訪問系サービス事業者への財政支援	千円 680,253
○保険給付費	(△0.3%) 51,993,000	○介護サービス給付事業費 47,882,010千円 ○介護予防給付事業費 1,607,040千円 ○高額介護サービス事業費 1,105,570千円 ○高額医療合算介護サービス事業費 150,920千円 ○特定入所者介護サービス事業費 1,247,460千円	52,130,000

項 目	令 和 3 年 度 予 算		令 和 2 年度予算
	金 額	説 明	
○地域支援事業費	千円 (△0.4%) 3,208,497	○介護予防・生活支援サービス事業費1,891,828千円 ○一般介護予防事業費 106,172千円 ・介護予防普及啓発事業費、地域介護予防活動支援事業費 102,953千円 加齢とともに心身が虚弱となった状態（フレイル状態）にある高齢者への対策や身近な場所や個々のライフスタイルに合わせて気軽に参加できる介護予防教室の開催など介護予防事業を実施 ○包括的支援事業費 1,029,930千円 ・地域包括支援センター運営事業費 793,930千円 地域住民の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センター体制を充実 ・生活支援体制整備事業費 87,908千円 住民が担い手として参加する助け合い活動などのサービスが提供される地域づくりを推進するため、協議体や生活支援コーディネーターの設置など支援体制を充実 ・在宅医療・介護連携推進事業費 54,505千円 郡市医師会等と緊密に連携するとともに、地域ケア会議や多職種連携に関連する研修を実施し、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を推進 ・認知症総合支援事業費 89,028千円 認知症高齢者に対してやさしい地域づくりを推進するため、認知症に関する正しい理解の促進や地域における支援体制を充実	千円 3,221,963

項 目	令 和 3 年 度 予 算		令 和 2 年度予算
	金 額	説 明	
	千円	○介護給付等費用適正化事業費 15,213千円 ・介護サービス適正実施推進事業費 12,683千円 利用者に対する適切な介護サービスが確保されるよう、居宅介護支援事業者が作成したケアプランを訪問調査等により、ケアマネジャーの資格を有する職員が点検・指導 ○家族介護支援事業費 30,408千円 ・家族介護用品給付事業費 27,201千円 重度の要介護者を在宅で介護する家族の経済的負担等の軽減をはじめ、在宅生活の継続や清潔で快適な在宅環境の保持を図るため、低所得世帯を対象に、介護用品券を給付 ○地域自立生活支援事業費 134,946千円 ・グループホーム入居者負担軽減事業費 45,683千円 経済的理由によりグループホームへの入居が困難な方を対象に、利用者負担の軽減を行う事業所に対する助成を実施	千円